

○宜野湾市競争入札取り抜け方式試行要綱

平成28年3月30日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市が発注する競争入札における取り抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、取り抜け方式とは、競争入札の落札者の決定に当たり、中小業者の過大受注による品質の低下防止及び受注機会の均等による市内活性化を目的に、同一日又は入札通知から開札までの期間の一部が重複する(以下「同一時期」という。)競争入札において、設計金額の高い順に入札を行い、先に開札した競争入札の落札者はその後の入札書を失格とみなすことにより、落札数を制限する入札方式をいう。

(適用対象)

第3条 取り抜け方式の適用対象は、次の場合に限り適用できるものとする。

- (1) 競争入札参加業者がおおむね半数程度重複する場合
- (2) 近接又は隣接する、工事又は製造その他についての請負の契約の場合
- (3) 分割した同一業種の契約で、実質的に工期が重複する場合

(取り抜け方式適用の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、後順の入札において、当該複数の契約及び参加可能業者数の状況から取り抜け方式による競争入札を行うと参加者が少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときは、取り抜け方式による競争入札を適用しないものとする。

(留意事項)

第5条 取り抜け方式による競争入札を適用する場合は、契約の規模、難易度、年間発注件数等を勘案し、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 第3条の適用対象の決定は、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第9号)第5条に規定する事項の職務を負

う審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

- (2) 取り抜け方式を適用する場合は、原則として同一日又は同一時期の入札とする。ただし、同一業種の契約であって、審査委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 取り抜け方式を適用する場合は、あらかじめ入札通知書に、適用する複数の契約を明示することとする。
- (4) 発注部局は、取り抜け方式の目的に基づき、可能な限り同一日又は同一時期に入札を行うなど、計画的な発注に努めるものとする。この場合において、取り抜け方式による競争入札は設計金額の高い順に行うものとする。
- (5) 取り抜け方式を適用する競争入札において、落札者を決定し契約締結後、宜野湾市入札結果等の公表に関する規程（平成14年宜野湾市告示第27号）に基づき入札結果等の公表を行う場合、第3号の規定に基づき、公表の内容に取り抜け方式を適用する複数の契約を明示するものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。